

改正地域公共交通活性化再生法と独占禁止法特例法が成立しました (総合政策局 地域交通課)

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、令和 2 年通常国会において改正地域公共交通活性化再生法が成立、6 月 3 日に公布されました。（公布から 6 ヶ月以内施行）

また、これまでダイヤ・運賃等について複数事業者間で調整を行うことは、独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれがありましたが、交通事業者同士の連携の取組を円滑に進めるため、国土交通大臣の認可を前提として、乗合バス事業者が他の乗合バス事業者又は公共交通事業者との間で行う共同経営等について、独占禁止法の適用を除外する特例を設けた独占禁止法特例法が令和 2 年通常国会において成立、5 月 27 日に公布されました。（11 月 27 日施行）

国土交通省においては、地方公共団体が中心となって作成する地域公共交通計画等や公共交通事業者の連携の取組を通じて、地域の移動手段の確保・充実を図る取組を支援してまいります。

詳しくは、国土交通省 HP をご確認ください。

【地域交通活性化再生法について】

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html

【独占禁止法特例法について】

URL:https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000179.html